⑷　以上のほか、証券監視委による市場監視を端緒として海外証券規制当局との情報交換を行った結果、海外証券規制当局が当地の法令に基づき処分を行った事例もあり、着実に実績を挙げてきたところである（附属資料２－８参照）。

３　意見交換

証券監視委は、国際的な金融・資本市場の動向や海外証券規制当局による市場の公正性の確保に向けた取組みを迅速に把握するとともに、証券監視委の取組みに対する理解の促進に努めている。そのため、日々情報収集を行い、必要に応じて証券会社や自主規制機関にヒアリングを行うことで実態把握に努めているほか、海外証券規制当局やグローバルに活動する金融機関と積極的に意見交換を行っている。平成24年度は、米国、イタリア、中国、香港、韓国、オーストラリア、タイ、ケイマン諸島等の海外証券規制当局と意見交換を行ったのに加え、グローバルに活動する金融機関、国際的な業界団体等との意見交換を実施した。

第２　体制整備及び人材育成

１　市場のグローバル化への体制整備

証券監視委は、グローバルな市場監視や、国際的な検査・監督の枠組みを活用した検査対応を行うための体制整備を進めてきた。具体的には、国際・情報総括官（次長級）の設置のほか、証券監視委の各課にも、国際専門審査官や国際専門調査官といった国際担当の職員を配置し、情報交換枠組みを活用した調査等を行っている。

また、近年のわが国証券市場における取引の多くが、海外投資家によるクロスボーダー取引や内外プロ投資家による取引となっていることを踏まえ、平成23年８月には、取引調査課に、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引の実態解明を専門に担当する国際取引等調査室を設置し、積極的な対応を行ってきたところである。

２　短期研修への参加及び海外規制当局への職員派遣

これまで証券監視委は、海外規制当局における監視や調査・検査の手法を習得するため、又は、わが国の有する調査・検査の手法・ノウハウを海外の規制当局の職員に伝えるため、平成24年度においては、米国証券取引委員会（ＳＥＣ）、米国商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）、英国金融サービス機構（ＦＳＡ）（現：英国金融行為監督機構（ＦＣＡ））、シンガポール金融管理局（ＭＡＳ）、ＩＯＳＣＯ、ＡＰＥＣ等が主催する１週間程度の研修に証券監視委事務局職員を派遣していた。

（参考）証券監視委は、これまで、米国ＳＥＣ、米国ＣＦＴＣ、英国ＦＳＡ、香港ＳＦＣに対して、証券監視委事務局職員を１年間程度派遣してきたところである。こうした海外規制当局への職員派遣の実績を、クロスボーダー取引に対する監視を中心に証券監視委の市場監視業務に活かしている。

第３　今後の課題

金融・資本市場におけるクロスボーダー取引が増加する中、証券監視委は、わが国の市場における海外の投資家の不公正取引に対して、今後とも、個別の事案に応じて、事案の悪質性、調査に要する人的・物的コスト、処分の実効性、海外当局の対応等を総合的に勘案し、海外当局とも密接に連携しながら、最も適切な対応をとることとしていく。

また、グローバルな市場監視や、国際的な検査・監督の枠組みを活用した検査対応を行うため、更なる体制整備や海外規制当局への職員派遣を通じた人材育成を進めるとともに、各国の証券規制当局者間での情報交換及び意見交換を通して国際的な協力関係を強化していくことが極めて重要であり、以下のような課題に取り組んでいく必要がある。

⑴　海外証券規制当局との間で、情報交換枠組みの利用や連携の強化により、迅速な情報収集を行い、クロスボーダー取引による不公正取引への対応を強化していく。

⑵　クロスボーダー取引に関する海外からの情報や海外の制度に関する情報収集及び国際会議等の場における情報発信を行い、監視機能の強化の一助としていく。

⑶　アジア新興諸国の証券規制当局と積極的に連携を深め、必要に応じて証券検査や市場監視のノウハウを提供する等、アジア新興諸国の証券市場の整備を支援していく。

⑷　海外証券規制当局の行う短期研修への職員の派遣等を通じて、クロスボーダー取引に対する監視を担う人材の育成を一層進めていく。

第10章　監視活動の機能強化への取組み等

第１　市場監視体制の充実・強化

１　組織の充実

⑴　組織の充実

証券監視委の組織については、発足当初の総務検査課及び特別調査課の２課体制であったところ、その後の課徴金調査の権限委任、検査権限範囲の拡大などの市場監視機能の充実・強化に併せ、現在は証券監視委の有する機能毎に６課に体制を拡充・細分化するなど組織の充実を図っているところである。

平成25年度予算においても、国家公務員全体の厳しい定員事情の中、クロスボーダー取引に対する監視体制の強化や投資一任業者等に対する検査体制の強化を大きな柱として増員要求を行った結果、16人の増員が認められ、証券監視委の平成25年度末の定員は400人となっている。

財務局等の証券取引等監視官（部門）においては、証券検査体制の整備を中心に29人の増員が認められ、平成25年度末の定員は339人となり、証券監視委の定員と合計すると全体で739人となっている。

⑵　民間専門家等の採用

証券監視委は、平成24年度において、的確な市場監視及び職員の専門性向上を図る視点から、証券業務等に関して専門的知識・経験のある者、弁護士及び公認会計士など、合計21名の民間専門家を採用し、調査・検査体制を強化している。このような民間専門家の採用は、平成12年から実施しており、平成24年度末現在109名が在籍している。

２　情報収集・分析能力の向上

⑴　証券総合システム（ＳＣＡＮ－System）の活用

証券監視委においては、証券取引に係る複雑で膨大なデータを分析し、事実関係を解明する必要があることから、業務支援システムとして、平成５年以降、証券総合システムの開発を行い、業務の効率的運営に努めている。このシステムは、犯則事件の調査、取引調査、届出検査、証券検査や日常的な市場監視、取引審査など証券監視委の業務に幅広く活用される総合的な電算システムであり、平成13年度までに基本的な開発を終了したが、業務の効率化の観点から引き続き各機能の見直し・拡充に努めているところである。

（参考）証券総合システムの主な機能は、「証券会社検査系システム」と「取引審査系システム」に大別される。また、証券総合システムの支援システムとして、「インターネット巡回監視システム（ＳＣＡＮ－ＩＰＳ）」、「電子開示財務内容分析システム（ＳＣＡＮ－ＳＴＡＦ）」及び一般から受け付けた情報を効率的に処理するための「情報管理システム」がある。

⑵　職員研修の充実

証券監視委は、これまで、検査・調査等を通じて蓄積した監視手法に係る様々なノウハウについてＯＪＴや研修等を通じて、また、金融・資本市場の最新情報について外部講師の講義等を通じて、それぞれ職員に習得させることにより、職員の資質向上に努めてきている。

他方、取引形態の複雑化・多様化、クロスボーダー取引の増加、高速化する取引手法等への対応が新たに求められている。

こうした状況に的確に対応するため、従来の対応に加えて、個々の職員が高度な専門知識や技能を習得できるよう、新たな金融商品・取引手法、クロスボーダー取引に係る調査手法、デジタルフォレンジック等を用いた調査手法に係る研修を実施してきている。